地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十八号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の十中「第七号まで」を「第五号まで、第七号又は第八号」に改める。

附　則

この政令は、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十九号

領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第十一条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二号、第十三号から第十七号まで及び第十九号から第三十号まで」を「第二号から第十九号まで」に、「在外公館」を「領事官」に改め、同項各号を次のように改める。

一　遺産の保護管理　十万円以下
二　遺言の公証　五千六百円以上五千八百円以下
三　一般入国査証　二千九百円以上三千百円以下
四　数次入国査証　五千九百円以上六千百円以下
五　通過査証　六百円以上八百円以下
六　再入国の許可の有効期間の延長　二千九百円以上三千百円以下
七　難民旅行証明書の有効期間の延長　二千四百円以上二千六百円以下
八　国籍証明　四千三百円以上四千五百円以下
九　在留証明　千百円以上千三百円以下
十　出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明　千百円以上千三百円以下
十一　職業証明　千九百円以上二千百円以下
十二　翻訳証明　四千三百円以上四千五百円以下
十三　署名又は印章の証明
イ　官公署に係るもの　四千四百円以上四千六百円以下
ロ　その他のもの　千六百円以上千八百円以下
十四　遺骨証明　二千四百円以上二千六百円以下
十五　原産地証明　四千三百円以上四千五百円以下
十六　日本品の外国輸入証明　三千七百円以上三千九百円以下
十七　船内遺留品目録証明　八百円以上千円以下
十八　航行報告証明　千二百円以上千四百円以下
十九　第八号から前号までに掲げるもの以外の証明　二千円以上二千二百円以下

第一条第三項中「第一項第二十号」を「第一項第九号」に改め、同条第四項中「第一項第十三号から第十五号まで及び第二十六号」を「第一項第三号から第五号まで及び第十五号」に、「在外公館」を「領事官」に改め、同条に次の二項を加える。

5　第一項の規定にかかわらず、同項の手数料（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第十七号及び第十八号に掲げる事務に係るものを除く。）を納付しようとする者は、外務省令で定めるところにより、当該手数料を邦貨をもつて納付することができる。この場合において、当該手数料は、外務大臣に納付するものとする。

6　前項の邦貨をもつて納付する手数料の額は、次の各号に掲げる事務各一件について当該各号に定める額とする。

一　第一項第三号に掲げる事務　三千円
二　第一項第四号に掲げる事務　六千円
三　第一項第五号に掲げる事務　七百円
四　第一項第八号に掲げる事務　四千四百円
五　第一項第九号に掲げる事務　千二百円
六　第一項第十号に掲げる事務　千二百円
七　第一項第十一号に掲げる事務　二千円
八　第一項第十二号に掲げる事務　四千四百円
九　第一項第十三号に掲げる事務　同号イに掲げるものについては四千五百円、同号ロに掲げるものについては千七百円
十　第一項第十四号に掲げる事務　二千五百円
十一　第一項第十五号に掲げる事務　四千四百円
十二　第一項第十六号に掲げる事務　三千八百円
十三　第一項第十九号に掲げる事務　二千百円

第二条中「定める手数料の額」の下に「（同条第五項の規定による場合には、同条第六項に定める手数料の額）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年三月二十七日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「新令」という。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる新令第一条第一項各号に掲げる事務の処理の申請に係る手数料について適用し、施行日前にされたこの政令による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令第一条第一項各号に掲げる事務の処理の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄